

環境省が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

「平成 19 年度環境省政策評価書（事後評価）」（平成 20 年 8 月 29 日付け環境政発第 080829002 号による送付分）における実績評価方式による 9 件の政策評価

2 審査の考え方と点検の項目

（目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注）。

- 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注）達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

3 審査の結果

「平成 19 年度環境省政策評価書（事後評価）」における実績評価方式による 9 件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

（全体注） 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
			達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の設定の有無
1	地球温暖化対策の推進	○	地球温暖化防止に関する取組を国際的に協調して行っていくために1992年（平成4年）に採択された気候変動枠組条約が究極的な目的に掲げる「気候系に対する危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を目指す。 京都議定書における2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の温室効果ガス排出量6%削減約束を確実に達成する。	1	温室効果ガスの総排出量[CO2換算 ^ト]	11億8,600万	○
		○	目標1-1 2008年（平成20年）から2012年（平成24年）のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、1990年（平成2年）の水準から基準年総排出量比で+1.3～2.3%の水準とし、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく基準年総排出量比で▲1.54%の水準にする。 また、2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の代替フロン等3ガスの排出量を1995年（平成7年）の水準から基準年総排出量比で▲1.6%の水準にする。	5	エネルギー起源二酸化炭素の排出量[CO2換算 ^ト]	10億7,600万～10億8,900万	○
					非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量[CO2換算 ^ト]	1億3,200万	○
					代替フロン等3ガスの排出量[CO2換算 ^ト]	3,100万	○
					(間接)1世帯当たりの二酸化炭素排出量[CO2換算 ^ト]	—	—
			(間接)業務その他部門の床面積当たりの二酸化炭素排出量[CO2換算 ^ト]	—	—		
		○	目標1-2 京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、京都議定書目標達成計画に記載されている目標である1,300万炭素トン(3.8%)を確保する。	1	温室効果ガスの吸収量[CO2換算 ^ト]	4,767万	○
		○	目標1-3 我が国における京都メカニズム(CDM・JI・国際排出量取引)活用のための基盤整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速させることにより、国内排出削減対策及び吸収源対策に最大限努力してもなお京都議定書の約束達成に不足する差分(基準年総排出量比1.6%)に相当するクレジットを取得する。	1	クレジット取得量[CO2換算 ^ト]	約1億	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
2	地球環境の保全	○	オゾン層保護対策、酸性雨・黄砂対策及び地球環境分野における国際協力・研究調査などを通じて、地球規模の環境を保全する。				
		○	目標2-1 オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進することにより、オゾン層の保護・回復を図る。	4	ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）消費量 [ODP トン]	0	○
					業務用冷凍空調機器からのフロン類回収率（回収量） [%（トン）]	60以上	○
					PRTR によるオゾン層破壊物質の排出量のODP 換算値 [ODP トン]	減少傾向を維持	△
					（参考）南極のオゾンホール面積 [万km2]	—	—
		○	目標2-2 「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）」及び調査研究の国際的な協調、国内における長期モニタリング計画に基づくモニタリングの実施を行うことにより、東アジア地域での酸性雨問題に関する協力を推進するとともに、北東アジア地域において国際的に協調した黄砂モニタリングネットワークの確立、共同研究の実施、及び国内モニタリングを進めることで、黄砂の被害緩和に向けた地域協力を推進する。	4	EANETモニタリング（酸性沈着）地点数 [地点]	55	○
					EANET分析精度管理目標達成率 [%]	100	○
					国内酸性雨モニタリングの年間測定値有効地点率 [%]	100	○
					国内ライダー設置地点数（環境省設置地点） [地点]	17(5)	○
		○	目標2-3 海洋環境保全に関する各条約及び国内法の着実な実施を図るとともに、国連環境計画が推進する日本海及び黄海を対象とした「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」に基づく取組等により、国際的な連携の下で油流出事故の発生時における適切な対応や漂流漂着ゴミ対策を図る。	1	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量 [万トン]	284	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
		○ 目標 2-4	環境に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等への主導的な貢献、開発途上地域における環境保全のための支援、国際研究協力の推進などを通じて、地球環境分野において国際協力及び研究調査などを推進する。	1	（間接）南極保護法に基づく南極渡航者の手続き率 [%]	100	○
3	大気・水・土壌環境等の保全	○	大気汚染・騒音・振動・悪臭に係る大気環境基準、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する水質環境基準等の目標の達成・維持を図るとともに、地盤環境の保全を図り、また、土壌汚染による環境リスクを適切に管理することにより、生活環境を保全し、国民の安全と安心を確保する。				
		○ 目標 3-1	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、大気環境の状況をよりの確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。	7	全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率 [%] 二酸化いおう 100 一酸化炭素 100 浮遊粒子状物質 100 二酸化窒素 100 光化学オキシダント 100 ベンゼン 100 トリクロロエチレン 100 テトラクロロエチレン 100 ジクロロメタン 100 アクリロニトリル 100 塩化ビニルモノマー 100 水銀 100 ニッケル化合物 100 クロロホルム 100 1,2-ジクロロエタン 100 1,3-ブタジエン 100	以下のとおり	○
					全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率 [%] 二酸化窒素 (NO2) 100 浮遊粒子状物質 粒子状物質 (SPM) 100	以下のとおり	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値等 の設 定の有 無	
				光化学オキシダ ント	100	/	
				二酸化いおう (SO2)	100		
				一酸化炭素(CO)	100		
				大都市地域にお ける自動車排出 ガス測定局にお ける大気汚染に 係る環境基準達 成率 [%]	以下の とおり	○	
				二酸化窒素 (NO2)	100	/	
				浮遊粒子状物質 (SPM)	100		
				(間接) 低公害 車の普及台数[万 台]	1,000	○	
				(間接) 燃料電 池自動車の普及 台数[台]	50,000	○	
				(参考) 一般環 境大気測定局の 数[局数]	—	—	
				(参考) 自動車 排出ガス測定局 の数[局数]	—	—	
		○ 目標 3-2	騒音に係る環境基準の 達成状況を改善させ、騒 音・振動・悪臭公害を減 少させるとともに、ヒー トアイランド対策や光害 対策を講じることによ り、良好な生活環境を保 全する。	9	騒音に係る環境 基準達成率（一 般地域） [%]	100	○
					騒音に係る環境 基準達成状況 （道路に面する 地域） [達成割 合 (%) / (評 価対象：千 戸)]	100	○
					航空機騒音に係 る環境基準達成 状況（測定地点 ベース） [%]	100	○
					新幹線鉄道騒音 に係る環境基準 達成状況（測定 地点ベース） [%]	100	○
					(参考) 騒音に 係る苦情件数 [件]	—	—
					(参考) 振動に 係る苦情件数 [件]	—	—

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の設 定の有 無	
				(参考) 悪臭に係る苦情件数 [件]	—	—	
				(参考) 都市域における年間の30℃超高温時間数、熱帯夜日数 [時間/日]	—	—	
				(参考) スターウォッチングネットワーク参加者数 [人]	—	—	
		○ 目標3-3	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進して地盤沈下の防止及び湧水の保全・復活を図る。また、これらの施策と併せ、環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。	22	健康項目基準達成率[%]	100	○
					生活環境項目(BOD/COD)基準達成率[%]	100	○
					各湖沼水質保全計画に定める目標値[mg/ℓ]	以下のとおり	○
					霞ヶ浦 西浦 COD 8.2 T-N 0.92 T-P 0.10 北浦 COD 7.6 T-N 0.86 T-P 0.090 常陸利根川 COD 7.4 T-N 0.84 T-P 0.074		
					印旛沼 COD 8.9 T-N 2.7 T-P 0.10		
					手賀沼 COD 8.5 T-N 2.6 T-P 0.15		
					琵琶湖 北湖 COD 2.9 T-N 0.30 T-P - 南湖 COD 4.2 T-N 0.33 T-P 0.018		
					児島湖 COD 7.5 T-N 1.2 T-P 0.17		
					諏訪湖 COD 4.8 T-N 0.75 T-P 0.050		
					釜房ダム貯水池 COD 2.0 T-N 0.46 T-P 0.013		
					中海 COD 4.6 T-N 0.50 T-P 0.048		

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無				
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の設 定の有 無
				宍道湖 COD T-N T-P	4.5 0.44 0.043	
				野尻湖 COD T-P	1.5 0.005	
				瀬戸内海における水質環境基準の達成率（COD、全窒素・全燐の順）[%]	100/100	○
				瀬戸内海（大阪湾を除く）における水質環境基準の達成率（COD、全窒素・全燐の順）[%]	100/100	○
				大阪湾における水質環境基準の達成率（COD、全窒素・全燐の順）[%]	100/100	○
				東京湾における水質環境基準の達成率（COD、全窒素・全燐の順）[%]	100/100	○
				伊勢湾における水質環境基準の達成率（COD、全窒素・全燐の順）[%]	100/100	○
				有明海における水質環境基準の達成率（COD、全窒素・全燐の順）[%]	100/100	○
				八代海における水質環境基準の達成率（COD、全窒素・全燐の順）[%]	100/100	○
				東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における汚濁負荷量（COD、全窒素・全燐の順）[t/日]	897.0 787.0 53.0	○
				赤潮の発生件数（瀬戸内海・有明海・八代海の順）[件]	—	—
				地下水基準達成率[%]	100	○
				年間2cm以上の地盤沈下面積[km ²]	0	○
				湧水の把握件数[件]	増加傾向を維持	△

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の設 定の有 無	
				(間接) 排水基準違反件数[件]	0	○	
				(間接) 環境基準を超えるダイオキシン類を含む底質に関する対策着手率・完了率[%]	100/100	○	
				(参考) 常時監視における要監視項目測定地点数[地点]	—	—	
				(参考) 公共用水域水質等常時監視における測定地点数[地点(検体数)] (健康項目、生活環境項目、ダイオキシン類に係る水質、ダイオキシン類に係る底質の順)	—	—	
				(参考) 瀬戸内海における埋立免許面積 (各年の数値は前年の11月2日～11月1日までの合計[㎡])	—	—	
				(参考) 地下水水質常時監視における測定井戸数 (概況状況、ダイオキシン類の順)[本数]	—	—	
				(参考) 全国水生生物調査参加人数[人]	—	—	
		○ 目標3-4	土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。	13	農用地土壌汚染対策地域の指定解除率[%]	100	○
					土壌汚染対策法に基づく、措置の必要な指定区域における措置等の実施率[%]	100	○
					ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率[%]	100	○
					(参考) 農用地土壌汚染対策地域の指定面積(累計)[㎡]	—	—

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の設 定の有 無	
				(参考) 農用地 土壌汚染対策地 域の指定解除面 積（累計）[㎡]	—	—	
				(参考) 農用地 土壌汚染対策地 域数（年度末） [地域]	—	—	
				(参考) 農用地 土壌汚染対策地 域全解除数（累 計）[地域]	—	—	
				(参考) 土壌汚 染対策法に基づ く指定区域とし て指定された数 （年度別）[区 域]	—	—	
				(参考) 汚染の 除去により指定 区域が解除され た数（累計）[区 域]	—	—	
				(参考) ダイオ キシン類土壌汚 染対策地域の指 定面積（累計） [m2]	—	—	
				(参考) ダイオ キシン類土壌汚 染対策地域の対 策完了面積（累 計）[m2]	—	—	
				(参考) ダイオ キシン類土壌汚 染対策地域数 （累計）[地域]	—	—	
				(参考) ダイオ キシン類土壌汚 染対策地域対策 完了地域数（累 計）[地域]	—	—	
		○ 目標 3-5	ダイオキシン類につ いて、総排出総量を平成22 年までに平成15 年比で約 15%削減し、環境基準の達 成率を100%にする。ま た、農薬について水産動 植物の被害防止に係る新 たな登録保留基準を速や かに設定する。	3	ダイオキシン類 排出総量削減率 （H15 年比（H15 年以前はH9 年 比））[%]	約15	○
					ダイオキシン類 に係る環境基準 達成率[%]	以下の とおり	○
					大気	100	/
					公共用水域水質	100	
					公共用水域底質	100	
					地下水域	100	
					土壌	100	

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値等 の設定の有無				
				新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農薬数[剤数]（累計）	300	○				
4	廃棄物・リサイクル対策の推進	○	廃棄物の発生の抑制、循環資源の適正な利用の促進、適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型社会を構築する。	/						
		○	目標4-1 循環型社会形成推進基本計画等を着実に施行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、ゴミゼロ国際化行動計画等に基づいて国際的な循環型社会構築を図る。				3	資源生産性[万円/ト]（GDP÷天然資源等投入量）	42	○
								循環利用率[%] （循環利用量÷総物質投入量 （天然資源等投入量+循環利用量））	14~15	○
								最終処分量[百万ト]（廃棄物最終処分量）	23	○
		○	目標4-2 各種リサイクル法の円滑な施行等により、循環資源の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する。	7	容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千ト]	以下のとおり	○			
				無色のガラス製容器	356(計画値)	/				
				茶色のガラス製容器	307(計画値)					
				その他のガラス製容器	184(計画値)					
				紙製容器包装	171(計画値)					
				ペットボトル	340(計画値)					
				プラスチック製容器包装	1,004(計画値)					
				鋼製容器包装	307(計画値)					
				アルミニウム製容器包装	152(計画値)					
				段ボール	781(計画値)					
				飲料用紙製容器	28(計画値)					
				家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率[%]	以下のとおり	○				
				家庭用エアコン	60	/				
				テレビ	55					
				冷蔵庫	50					

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無				
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の設 定の有 無
				洗濯機	50	/
				食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再利用等の実施率[%]	以下のとおり	○
				食品製造業	85	/
				食品卸売業	70	
				食品小売業	45	
				外食産業	40	
				建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率[%]	以下のとおり	○
				コンクリート塊	95	/
				アスファルト・コンクリート塊	95	
				建設発生木材	95	
				資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率[%]	以下のとおり	○
				デスクトップ	50	/
				ノートブック	20	
				ブラウン管式表示装置	55	
				液晶式表示装置	55	
				ニカド電池	60	
				ニッケル水素電池	55	
				リチウムイオン電池	30	
				小型制御弁式鉛蓄電池	50	
				自動車リサイクル法における自動車破砕残さ及びガス発生器（エアバック等）の再資源化率[%]	以下のとおり	
				自動車破砕残さ	30	/
				ガス発生器（エアバック類）	85	
				（間接）容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数（全市町村数に対する割合）[市町村数(%)]	以下のとおり	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
					無色のガラス製容器	1,784 (97.9%) (計画値)	
					茶色のガラス製容器	1,786 (98.0%) (計画値)	
					その他のガラス製容器	1,794 (98.2%) (計画値)	
					紙製容器包装	974 (53.3%) (計画値)	
					ペットボトル	1,806 (98.9%) (計画値)	
					プラスチック製容器包装	1,517 (83.0%) (計画値)	
					鋼製容器包装	1,821 (99.7%) (計画値)	
					アルミニウム製容器包装	1,822 (99.7%) (計画値)	
					段ボール	1,759 (96.3%) (計画値)	
					飲料用紙製容器	1,591 (87.1%) (計画値)	
		○ 目標4-3	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。	6	一般廃棄物の排出量[百万t/年] (国民一人当たり[g/日])	50	○
					一般廃棄物のリサイクル率[%]	25	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の設 定の有 無		
					一般廃棄物の最終処分量[百万トン]	6.4	○	
					一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量[g-TEQ/年]	51	○	
					(参考)ごみ発電の総発電能力[MW]	2,500	○	
					(参考)ごみ発電の総発電量[GWh]	11,800	○	
		○	目標4-4	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。	5	産業廃棄物の排出量[百万トン]	458	○
			産業廃棄物のリサイクル(再生利用)率[%]			47	○	
			産業廃棄物の最終処分量[百万トン]			30	○	
			産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量[g-TEQ/年]			50	○	
			高圧トランス等(PCB廃棄物)の保管量[万台]			0	○	
		○	目標4-5	廃棄物の不法投棄等による不適正処理の防止、特別管理廃棄物の適正な処理の確保並びに廃棄物及び特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を図る。	7	産業廃棄物の不法投棄件数[件]	H11年度に対し概ね半減	○
			産業廃棄物の不法投棄量[百万トン]			H11年度に対し概ね半減	○	
			5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数[件]			0	○	
			(参考)パーゼル法輸出承認件数[件]			-	-	
			(参考)パーゼル法輸入承認件数[件]			-	-	
			(参考)廃棄物処理法輸出確認件数[件]			-	-	
			(参考)廃棄物処理法輸入許可件数[件]			-	-	
		○	目標4-6	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。	2	浄化槽の普及率[%]	11	○
	(間接)浄化槽市町村整備推進事業の実施市町村数[市町村数]	-	-					

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の設 定の有 無		
5	生物多様性の保全と自然との共生の推進	○	生態系のもたらす恵みを将来にわたって継承するため、国土全体から地域までの様々なレベルにおいて、それぞれ多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」を実現する。					
		○	目標5-1	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。	1	(間接) モニタリングサイト設置数 [箇所]	1,000	○
		○	目標5-2	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業と、自然再生に係る地域活動を推進するための支援を実施することで、自然環境の保全・再生を図る。	3	(間接) 国立公園計画の点検実施済地域数 [地域]	57	○
						(間接) 自然再生推進法に基づく協議会数 [協議会]	増加傾向を維持	△
						(間接) 環境省の自然再生事業実施地区数 [地区]	増加傾向を維持	△
		○	目標5-3	希少野生動植物の保護・増殖による種の保存や生息状況等の調査による現状把握、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物対策の推進、侵略的な外来生物対策の推進、等により生物多様性等への影響を防止する。	6	(参考) 脊椎動物分類群における評価対象種（レッドリスト作成に係る種。以下同じ。）に対する絶滅のおそれのある種数の割合 [種数/種数]	—	—
		(参考) 昆虫分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合 [種数/種数]	—	—				
(参考) 維管束植物分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合 [種数/種数]	—	—						
(参考) 保護増殖事業計画数 [計画]	—	—						
(参考) 国指定鳥獣保護区指定箇所数 [箇所]	88	○						
(参考) 特定外来生物指定種類数	—	—						

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値等 の設定の有 無	
		○ 目標 5-4	自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進することにより動物の愛護と適正な管理についての国民の意識の向上を図る。	1	（間接）都道府県等による犬ねこの引取り数 [頭]	減少傾向の維持	△
		○ 目標 5-5	自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成・確保や自然とふれあうための機会や情報の提供、温泉の適正な利用等を通じて、自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応え、自然への理解や大切にする気持ちを育成する。	6	エコツアー総覧の年間アクセス件数 [件]	21年度末時点で17年度比50%増	○
		（参考）自然公園等利用者数 [千人]			—	—	
		（参考）パークボランティア登録人数/地区数 [人/地区]			—	—	
		（参考）子どもパークレンジャー参加者数 [人]			—	—	
		（参考）インターネット自然研究所のアクセス数（1月のアクセス数） [件]			—	—	
		（参考）国民保養温泉地年度延宿泊利用人数 [人]			—	—	
6	化学物質対策の推進	○	化学物質による環境リスクを評価するとともに、リスクコミュニケーションを通じて社会的な合意形成を図りながら、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。	/			
		○ 目標 6-1	化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価。	2	化学物質環境実態調査を行った物質数・媒体数（○は行政需要としての調査目的値） [物質]	330	○
					環境リスク等初期評価実施物質数 [物質]	36	○
		○ 目標 6-2	化審法に基づく、新規化学物質の審査及び既存化学物質等の安全性点検を計画的に進めるとともに、化管法に基づき、PRTR データを円滑に集	7	既存化学物質及び既審査新規化学物質について、生態毒性試験を実施する数（累計） [物質]	130	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
			達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の設定の有無	
			計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。		PRTR 対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量 [ト]	—	—	
					(間接) Japan チャレンジプログラムによりスポンサー登録が行われる物質数(累計) [物質]	約160	○	
					(間接) 個別事業所における PRTR データの開示件数 [件]	—	—	
					(間接) ダイオキシン類についての1人当たり一日摂取量 [Pg-TEQ/k g/日]	4	○	
					(参考) PRTR データ市民ガイドブックの作成及び普及 [回]	毎年度1回	○	
					(参考) PRTR データの集計等及び公表 [回]	毎年度1回	○	
		○	目標6-3	リスクコミュニケーションに資する情報の整備、対話の推進及び場の提供を図ることを通じて、化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進し、市民、産業、行政等のすべての利害関係者における化学物質の環境リスクに係る正確で分かりやすい情報の共有と信頼関係の構築に努める。	2	(間接) 化学物質ファクトシートの作成(物質)等(累計) [物質]	354	○
						(間接) 化学物質と環境円卓会議開催回数 [回]	定期的開催	△
		—	目標6-4	化学物質関係の各条約(POPs 条約、PIC 条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP 等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。	—	—	—	—
		—	目標6-5	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。	—	—	—	—

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の設 定の有 無	
7	環境保健 対策の推 進	—	公害による健康被害について、 予防のための措置を講じ、被害の 発生を未然に防止するとともに、 被害者に対しては、汚染者負担の 原則を踏まえつつ、迅速な救済・ 補償を図る。				
		—	目標 7-1 公害に係る健康被害に ついて、公健法に基づき 認定患者への公正な補償 給付等の実施を確保する とともに公健法による健 康被害予防事業を推進 し、さらに地域人口集団 に係る環境汚染による健 康影響の継続的監視及び 局地的大気汚染の健康影 響に関する調査研究等 を行うことで、迅速かつ公 正な救済及び未然防止を 図る。	—	—	—	—
		—	目標 7-2 水俣病については、水 俣病被害者の救済対策、 水俣病発生地域の環境福 祉対策の強化を図る。ま た、水俣病経験の情報発 信と国際貢献及び水俣病 に関する総合的研究を進 める。	—	—	—	—
		—	目標 7-3 石綿の健康被害の救済 に関する法律に基づき、 被害者及び遺族の迅速な 救済を図る。	—	—	—	—
		—	目標 7-4 近年様々な健康被害を もたらしていると指摘さ れており、国民的な関心 は高いが因果関係は科学 的には明らかにされてい ない環境因子について、 調査研究を推進する。 ①花粉症と一般環境との 関係 ②化学物質の複合影響 ③環境汚染物質以外の因 子に関する健康影響基礎 調査（一般環境中での電磁 界ばく露、熱中症等）	—	—	—	—
8	環境・経 済・社会 的統一的 向上	○	市場において環境の価値が積極 的に評価される仕組みづくり、環 境保全の人づくり・地域づくりの 推進を通じて、環境的側面、経済 的側面、社会的側面が統一的に向 上する持続可能な日本社会を生み 出すことを目指す。				
		○	目標 8-1 市場において環境の価 値が評価される仕組みづ くりを通じて、「環境と 経済の好循環」を実現す ることにより、「健やか で美しく豊かな環境先進 国」を目指す。	7	環境ビジネスの 市場規模 [兆 円] 環境ビジネスの 雇用規模 [万 人]	約50 約140	○ ○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の設 定の有 無	
				地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率 [%]	以下のとおり	○	
				地方公共団体	100	/	
				上場企業	約50		
				非上場企業	約30		
				(間接) ISO14001、エコアクション21等の登録事業者数 [事業者]	増加傾向を維持	△	
				(間接) エコ/SRI ファンドの設定数、純資産残高 [億円] 及びその割合 [%]	増加傾向を維持	△	
				(間接) 環境報告書公表企業 (上場/非上場) [%]	約50/ 約30	○	
				(間接) 環境会計実施企業 (上場/非上場) [%]	約50/ 約30	○	
		○ 目標 8-2	情報提供の充実等により、地域に対する取組支援と地域間の連帯を進め、環境に配慮した地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止に努め、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。	4	(間接) 地域環境総合計画策定団体率 [%]	増加傾向を維持	△
				(間接) 環境と経済の好循環のまちモデル事業実施に伴うCO2排出削減量 [CO2換算トン]	51,000	○	
				(間接) 公害防止計画策定地域を構成する市区町村数 (地域数)	減少傾向を維持	△	
				(参考) 地域環境行政支援情報システム (知恵の環) のアクセス件数 [件/日]	1,500	○	
		○ 目標 8-3	国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などの各主体が、環境保全に関してそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。	3	(間接) 地球環境パートナーシッププラザのホームページアクセス件数 [万件]	増加傾向を維持	△
				(間接) 環境らしんばん登録団体数 [団体]	2,000	○	
				(参考) 地球環境パートナーシッププラザのメールマガジン配信人数 [人]	増加傾向を維持	△	

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
		○ 目標8-4	NPO や事業者等、様々な主体と連携しつつ、様々な場において、すべての主体に対して、学校・家庭・地域コミュニティが連携した質の高い効果的な環境京域・環境学習を行うことで、自発的、主体的に取り組む意識を醸成する。	2	(間接) 環境カウンセラーの登録者数 (累計) [人] (間接) こどもエコクラブがある市町村の割合 [%] (H15~18の数値は、旧指標のこどもエコクラブの会員数 [人])	5,500 市町村の50%	○ ○
9	環境政策の基盤整備	○	各種の技術開発や研究の推進、環境とそれに関連する様々な情報の整備、意思決定の各段階への環境配慮の統合といった、持続可能な社会づくりを支える基盤の整備を推進する。				
		○ 目標9-1	各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。	2	(参考)第三次環境基本計画の総合的環境指針(一部) 地球温暖化分野：温室効果ガスの年間総排出量(百万t-CO2) 物質循環分野 資源生産性(万円/トン) 循環利用率(%) 最終処分量(百万トン) 大気循環分野 大気汚染に係る環境基準達成率(%) 都市域における年間の30℃超高温時間数・熱帯夜日数 水環境分野 公共用水域の環境基準達成率(%) 地下水の環境基準達成率(%) 化学物質分野：PRTR対象物質のうち環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量(t/年)	以下のとおり 1,231 以下のとおり 約39 約14 約28 - - - - -	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の設 定の有 無	
				生物多様性分野 ：脊椎動物、昆 虫、維管束植物 の各分類群にお ける評価対象種 数に対する絶滅 のおそれのある 種数の割合 （%） （参考）環境白 書ホームページ アクセス件数	—		
		— 目標 9-2	環境に影響を及ぼすと 認められる意思決定の各 段階において環境影響評 価制度等を通じ、環境保 全上の適切な配慮を確保 する。	2	（参考）環境影 響評価法に基づ く手続の実施累 積件数（当初か ら法によるも の）〔件〕 （参考）地方公 共団体における 上位計画等に係 る環境影響評価 に関する制度数 〔制度〕	—	—
		○ 目標 9-3	環境の状況の把握、問 題の発見、環境負荷の把 握・予測、環境変化の機 構や環境影響の解明・予 測、対策技術の開発など 各種の研究開発を実施す るとともに、研究開発の ための基盤の整備、成果 の普及により環境分野の 研究・技術開発を推進 し、環境問題の解決や持 続可能な社会の構築の基 礎とする。	2	ナノテクノ ロジーを活用した 環境技術開発 〔開発数/着手〕 環境技術の環境 保全効果等の実 証体制確立分野 数・着手分野数 〔確立分野数/着 手分野数〕	（技術 の実用 化数） H19年 度末 3 H20年 度末 5 H21年 度末 6	○
		○ 目標 9-4	環境保全施策を科学 的、総合的に推進するた め、環境問題に係る情報 を体系的に整備し利用を 図るとともに、様々なニ ーズに対応した情報を整 備し、各主体への正確か つ適切な提供に努める。 また、地球環境問題から 身近な環境問題までの現 状と取組について、各種 媒体を通じた広報活動を 行う。	4	環境情報に関す る国民の満足度 〔%〕 （参考）環境省 ホームページ アクセス件数〔百 万アクセス〕 （参考）環境省 ホームページ ファイル数〔万 ファイル〕 （参考）環境省 ホームページの 外国語版ペー ジアクセス件数 〔百万アクセ ス〕	90 190 25 3.5	○ ○ ○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無				
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の設 定の有 無
合計	9政策	○=8 - =1	/	直接 75 間接 30 参考 51	/	○=98 △=12 - =52

- (注) 1 環境省の「平成19年度環境省政策評価書（事後評価）」を基に当省が作成した。
- 2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項」を参照
- 3 環境省では、指標をその性格により、「直接指標」、「間接指標」、「参考指標」に区分している。
- 直接指標は、目標の達成やその進捗状況が、当該指標により直接的に判断できるもの又は影響を及ぼすものであり、評価に当たっては、指標の動向を把握し、その結果に基づき目標の達成状況にどのような影響を与えているかについて記載することとされている。
- 間接指標は、目標の達成やその進捗状況が、当該指標により間接的に判断できるもの又は影響を及ぼすものであり、評価に当たっては、指標の動向を把握することとするが、その結果に基づき目標の達成状況への影響等については必要に応じ記載することとされている。
- 参考指標は、目標の達成やその進捗状況を示す指標とは言い難いが参考になると考えられるものであり、指標の動向や目標の達成状況への影響等については、特に必要な場合に記載することとされている。

政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	環境省の「平成 19 年度環境省政策評価書（事後評価）」において評価対象政策ごとに付されている番号を記入した。
「政策」欄	評価書の「施策名」欄に記載されている評価対象政策の名称を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	<p>目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。</p> <p>目標に関し達成すべき基準が数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは、「△」を記入した。</p> <p>上記のいずれにも該当しないものは、「－」を記入した。</p> <p>なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」、少なくとも一つの指標について、達成しようとする水準は数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは「△」を記入した。</p>
「達成すべき目標（「達成目標）」欄	評価書の「施策の方針」欄に記載されている達成目標を記入した。
「測定指標」及び「指標数」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。